単価契約

○　注意事項（オープンカウンター・見積合せ）

本件は、**本見積り**の提出を依頼するものです。
詳細については、添付の明細書、仕様書等をご確認ください。

・　**本件は単価契約ですが、見積書の比較は、予定数量に単価を乗じた金額（総価）により行いますので、特段の事情がない限り、総価も記載してください。**

また、見積書の提出に当たっては、以下の点に留意してください。

・　見積書には、**提出した日付（年月日）を記載**してください。
・　見積金額は、**消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載**してください。
・　見積書のあて先は、**「京都市公営企業管理者　上下水道局長」**としてください。
・　見積書には、事業者名、所在地等の他、本市への競争入札参加資格審査申請書の記載事項と同一の**代表者（受任者を設定している場合は受任者）の職名及び氏名も必ず記載**してください。
・　見積書は、**①持参又は郵送、②ＦＡＸ、③電子メール**のいずれかの方法で提出が可能ですが、**①のうち押印のないもの、②及び③により見積書を提出される場合、原則として当局において真正性の確認を行うため、担当者名及び連絡先も必ず記載**してください。

（真正性の確認方法の例）
①　持参又は郵送のうち、押印のない場合
　名刺又は競争入札参加有資格者名簿に記載の電話番号に架電し、見積書に記載されている担当者が在籍しているか。
②　FAX の場合
　当局に届いた見積書に印字された FAX 番号が、当局の競争入札参加有資格者名簿に登録のある FAX 番号と同一であるか。
③　電子メールの場合
　送信元のメールアドレスが、見積書の提出業者が使用しているものと同一であるか。
※　詳しくは、以下の通知文を御確認ください。

【掲載箇所】https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/cmsfiles/contents/0000295/295963/0324ouinnsyouryaku.pdf
　当局ホームページ　⇒上部の「事業者のみなさまへ」
　⇒「入札・契約制度（入札参加資格・契約書等）」
　⇒「入札・契約制度の変更等について」
　⇒ R3.3.24 付け通知「見積書等の押印を省略可能とする運用について」

なお、見積合せの結果は、見積書提出締切後、内部決裁を経て契約相手方を正式に決定した後、**契約の相手方となる事業者のみに連絡**します。